東京大学教養学部等事務部学生支援課学生支援チーム

事務補佐員・一般職員（産前産後休暇代替職員、育児休業代替職員）公募要項

1.	職名及び人数	事務補佐員・一般職員（産前産後休暇代替職員、育児休業代替職員） 1名
2.	契約期間	①2026年12月1日以降なるべく早い時期 ～ 2026年12月31日：事務補佐員 ②2027年1月1日 ～ 2027年4月4日（予定）：一般職員（産休代替） ③2027年4月5日 ～ 2028年3月31日（予定）：一般職員（育休代替）
3.	更新の有無	無
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	東京大学教養学部等学生支援課（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：原則として変更しない
6.	所属	東京大学教養学部等学生支援課学生支援チーム
7.	業務内容	学生支援チームにおける学生支援に関する業務全般に従事する（窓口での学生対応を含む） ・学生が参加するプログラムの管理・運営 ・課外活動施設・物品・教室等の貸し出し手続き ・各種証明書の発行 ・課内総務（各種照会への回答、タクシーチケットの管理、近距離交通費のとりまとめ等） ・その他、学生支援チームが所掌する業務 変更の範囲：原則として変更しない
8.	就業日・就業時間	①事務補佐員：週5日（月曜日～金曜日） 1日7時間（9:30～17:30<応相談>、12:30～13:30休憩） ②③一般職員：週5日（月曜日～金曜日） 1日7時間45分（9：00～17:45、12:30～13:30休憩） ※いずれも時間外労働を命じることがある。 ※入試・学園祭等の業務のため、年に3～4日程度の土日祝日の出勤がある（振替休日あり）。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇　等
11.	賃金等	①事務補佐員：時間給1,280円～1,320円 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 超過勤務手当、短時間期末手当（年2回）、通勤手当、東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則の定めるところによる。 ②③一般職員：俸給は一般職俸給表（一）を適用し、学歴・職務経験等を考慮して決定（目安として、高卒233,981円～、4年制大卒262,183円～（いずれも教育研究連携手当を含んだ額））。 教育研究連携手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等、東京大学教職員給与規則の定めるところによる。
12.	加入保険	法令の定めにより健康保険（文部科学省共済組合）、厚生年金（②③は文部科学省共済組合）、雇用保険、労災保険に加入
13.	応募資格	１）東京大学の公共性を自覚し、使命感を持って働ける方 ２）協調性があり、チームワークを尊重できる方

		３）主体性があり、業務の改善に意欲的な方 ４）基本的な PC 操作（Word, Excel, PowerPoint）ができる方 ５）大学等における学生対応の業務経験を有することが望ましい。
14.	提出書類	東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html
15.	提出方法	〈電子媒体での提出の場合〉 上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードすること。 https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f:/g/personal/4243824273_utac_u-tokyo_ac_jp/IgAVOMIBnw2lRYKnImxUyCXOARwmWLIIjPRlOkaDOSSvc1Y ※2～3 日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。 〈郵送での提出の場合〉 封筒に「応募書類（学生支援課事務補佐員）在中」と朱書し、記録が残る方法で「17.問い合わせ先」の住所に送付のこと。 ※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
16.	応募締切	2026 年 11 月 13 日（金）必着 **※ただし、適任者が決まり次第早めに締め切る場合があります。** ※書類選考の上、合格者に対し面接を実施します（面接のための旅費は支給しません）。
17.	問い合わせ先	〒153-8902　東京都目黒区駒場 3-8-1 東京大学教養学部等学生支援課　担当：内山淳 TEL: 03-5465-8249　e-mail: shien-team-joukin@adm.c.u-tokyo.ac.jp
18.	募集者名称	国立大学法人東京大学
19.	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）
20.	その他	・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。